

アスベスト

2023（令和5）年10月～
事前調査及び分析

実施者に資格要件が必要となります



**アスベスト事前調査・分析のご相談は
アスベスト調査分析の専門機関である当センターへ**

（事前調査）建築物石綿含有建材調査者

（分 析）石綿分析技術評価事業 A ランク相当

アスベスト偏向顕微鏡実技研修

（建材定性分析エキスパートコース）修了者

建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対応）合格者

美しく
豊かな
環境を未来へ
環境相談はエマテック

一般財団法人

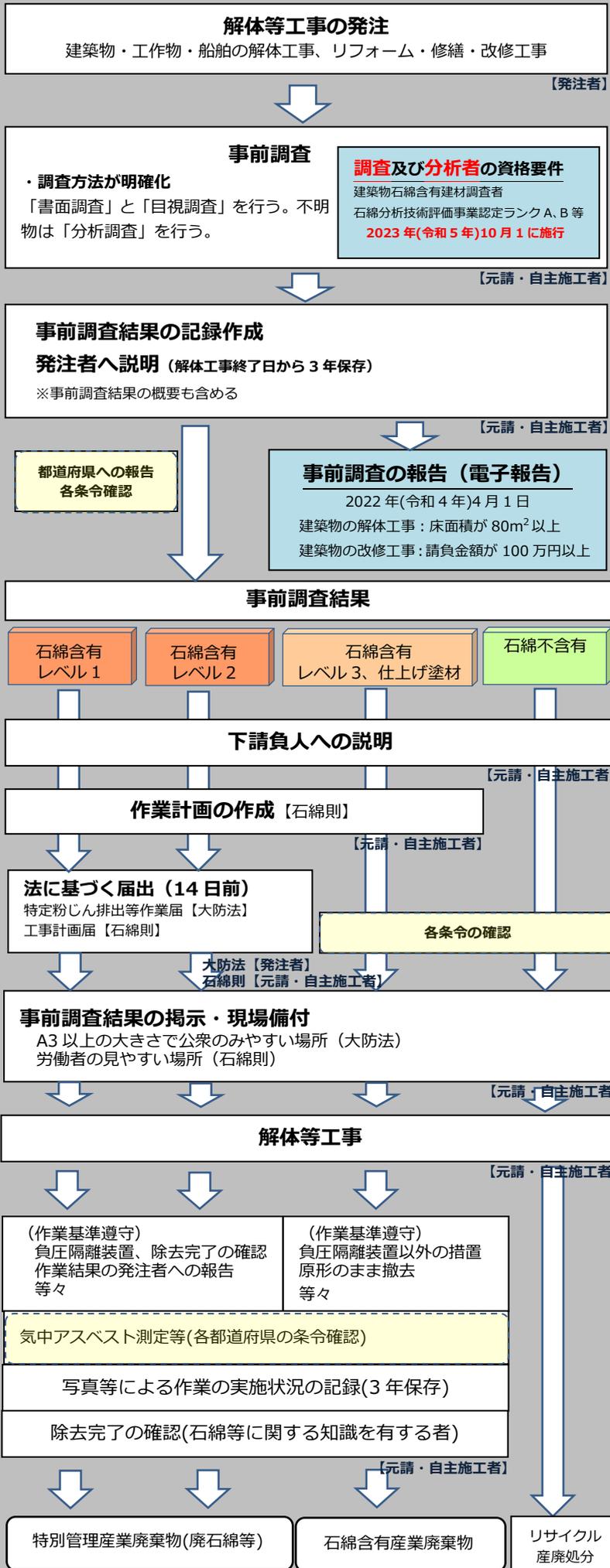
関西環境管理技術センター

Environmental Management and Technology Center

EMATEC（エマテック）

TEL 06-6583-3262

石綿障害予防規則（石綿則・大気汚染防止法（大防法））に改正に伴う解体等工事に伴うフロー



工事対象となる全ての部材について事前調査が必要
調査不要となる案件
・木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿がふくまれていないことが明らか
・工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業（釘を打つ、釘を抜く等）
注）電動工具等を用いて穴を開ける作業はこれには該当しない。
・現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
・石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業

法改正による事前調査方法が明確化
工事対象となる箇所の全ての建材について石綿含有の有無を調査
①書面調査（設計図・竣工図・改修図・対策工事図）→石綿有無の仮判定
所有者や管理者へのヒアリングすることもある。
②目視調査（現地確認）
書面調査との整合性の確認。ボード等の裏面確認→石綿有無の判定
含有の有無が不明な建材は分析調査
③分析調査
試料採取し分析を行い確認（分析業者の資格要件有）→依頼時は確認
事前調査への信頼性を確保するために、調査方法を明確化し、必要な知識を有する者に事前調査の実施を義務付けられています。

事前調査結果の発注者への説明様式
指定様式は決められていないが一部の行政では様式例を提示しています。

大阪府(PDF) 和歌山県(ワード) 鳥取県(PDF)

石綿含有のレベルについて

- ①レベル1(特定建築材料)（含有の目安は1990年頃まで）
吹付けられた石綿（トムレックス等）
※鉄骨(S造)部や梁の耐火被覆、層間部、ファスナー部
※耐火・断熱・結露防止・吸音を目的としている。
仕上塗材として石綿含有吹付パーミキュライト、石綿含有吹付パラライト
- ②レベル2(特定建築材料)
耐火被覆板（ケイ酸カルシウム板第2種等）（含有の目安は2004年頃まで）
※鉄骨造の梁、柱に耐火被覆材として貼り付け
保温材（給水の配管エルボ一部）（含有の目安は1987年頃まで）
※高温や低温の液体用の配管用銅管、タンク、タービン、焼却炉の外周部などの保温、断熱、防露を目的
断熱材（カボスタック等）（含有の目安は1991年頃まで）
※煙突用石綿断熱材と屋根用折板石綿断熱材
- ③レベル3(石綿含有成形板、仕上げ塗材)（含有の目安は2004年頃まで）
※レベル1及び2に該当しない残りの全ての石綿含有建材
※各メーカーから多種多様な製品が市場に流通していた。
※天井、壁、床材、屋根材、煙突、配管、配管パッキン等
※建築用仕上塗材、外壁仕上塗材、内装仕上塗材

特定粉じん排出等作業届
都道府県毎に様式がある。

大阪府(PDF) 兵庫県(PDF)

工事計画届出
労働安全衛生法第88条第3項
従来のレベル1の除去だけではなく、レベル1、2の除去、封じ込め又は囲い込みまでが届出の対象に変更
※様式等は管轄の労働基準監督官に確認

条例に基づく届出（各都道府県に要確認）
※大阪府は一定規模以上(使用面積1000m²)の工事についてはレベル3も届出対象
※兵庫県は床面積の広さによって石綿含有の有無に関わらず届出対象

仕上塗材の除去工事について
吹付施工されたものを含めてレベル3相当で整理
電動工具を用いて石綿含有仕上塗材を除去する場合、施工の方法によらず、ビニールシート等で隔離養生（負圧不要）すること。

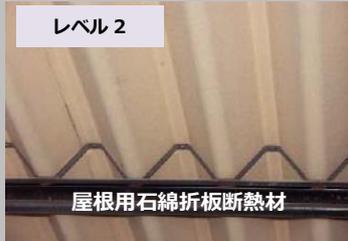
成形板等の除去工事について
石綿含有成形品の除去は切断・破碎等以外の方法

建材を湿潤な状態にすることが困難な場合の措置
石綿含有建材の除去等作業時に、湿潤な状態にすることが著しく困難な時は除塵性能付き電動工具の使用など、石綿粉塵の発散防止措置に努める必要

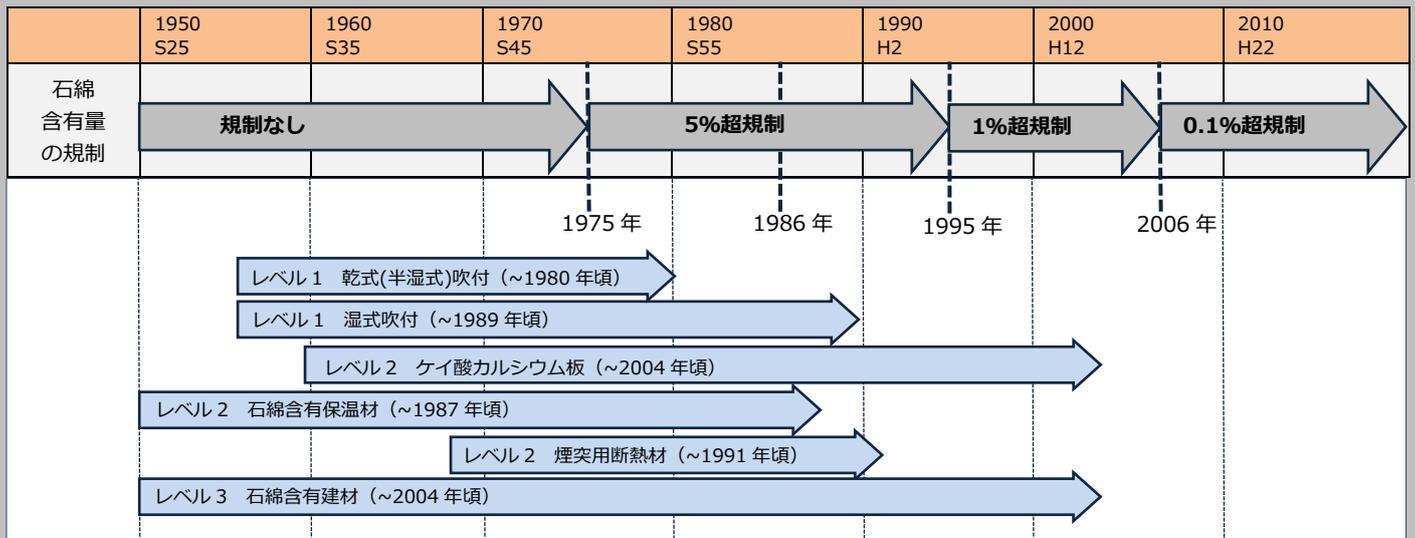
労働者ごとの作業記録（40年保存）
事前調査の結果の概要の保存も義務化

写真等による作業実施状況の記録（3年保存）
石綿等が使用されている建築物等の解体・改修作業を行ったときは、作業計画に基づく作業の実施状況を写真等により記録するとともに、従事労働者等の氏名、従事機関等を記録し3年間保存しなければならない。

除去完了確認について
隔離措置は除去完了確認後、確認後は1時間30分以上集じん排気装置を稼働させること。
石綿等に関する知識を有する者とは
・事前調査を実施する資格を有する者（建築者石綿含有建材調査者等）
・当該除去作業に係る石綿作業主任者



石綿(アスベスト)について



種類 (施工部位)	建材の種類	製造時期
内装材 (壁・天井)	石綿含有スレートボード・フレキシブル板	1952~2004
	石綿含有スレートボード・平板	1931~2004
	石綿含有スレートボード・敷装板	1936~2004
	石綿含有スレートボード・軟質フレキシブル板	1971~2004
	石綿含有スレートボード・その他	1953~2004
	石綿含有スラグせっこう板	1978~2003
	石綿含有バルブセメント板	1958~2004
	石綿含有ケイ酸カルシウム板第一種	1960~2004
	石綿含有ロックウール吸音天井板	1961~1987
	石綿含有せっこうボード	1970~1986
	石綿含有パーライト板	1951~1999
	石綿含有その他パネル・ボード	1966~2003
	石綿含有壁紙	1969~1991
耐火間仕切り	石綿含有ケイ酸カルシウム板第一種	1960~2004
床材	石綿含有ビニル床タイル	1952~1987
	石綿含有ビニル床シート	1951~1990
	石綿含有ソフト巾木	住宅用ほとんどなし
外装材 (外壁・軒天)	石綿含有窯業系サイディング	1960~2004
	石綿含有建材複合金属系サイディング	1975~1990
	石綿含有押出成形セメント板	1970~2004
	石綿含有ケイ酸カルシウム板第一種	1960~2004
	石綿含有スレートボード・フレキシブル板	1952~2004
	石綿含有スレート波板・大波	1931~2004
	石綿含有スレート波板・小波	1918~2004
石綿含有スレート波板・その他	1930~2004	
屋根材	石綿含有住宅屋根用化粧スレート	1961~2004
	石綿含有ルーフィング	1937~1987
煙突材	石綿セメント円筒	1937~2004
設備配管	石綿セメント管	~1985
建築壁部材	石綿発泡体	1973~2001

アスベスト含有石膏ボード (石膏ボード工業会 HP より)

製品	製品	名防火材料認定番号
1	9mm厚準不燃石膏吸音ボード	第2006号、第2019号
2	9mm厚化粧石膏吸音ボード	第2014号、第2010号
3	7mm厚アスベスト石膏積層板	第1012号
4	9mm厚アスベスト石膏積層板	第1013号
5	9mm厚グラスウール石膏積層板	第1014号
6	9mm厚準不燃石膏積層板	第1004号
7	7mm厚準不燃アスベスト石膏積層板	第2008号
※1	15mm厚ガラス繊維網入り石膏ボード	-
※2	12mm厚化粧石膏板(個)	(個) 第1425号



石綿含有建材データベース (国土交通省・経済産業省)

アスベストデータベースとは『石綿(アスベスト)含有建材データベース』の略称で、建築物に使用されている建材のアスベスト含有状況の把握を目的に、国土交通省と経済産業省が共同で作成し、公開するデータベース(過去に製造されたアスベスト含有建材をデータベース化したもの)です。



PC用



スマホ版

石綿事前調査結果報告システム

令和4年4月1日～

GビスIDが必要



石綿総合情報ポータルサイト

電子報告が必要となる工事

- ・建築物の解体工事（解体作業対象の床面積 80 m²以上）
- ・建築物の改修工事（請負金額 100 万円以上（税込））
- ・工作物の解体・改修工事（請負金額 100 万円以上（税込））
- ・鋼製の船舶の解体・改修工事（総トン数 20 トン以上）

建築物や工作物の解体・改修工事を行う際には、法令に基づき、石綿含有の有無の**事前調査を実施する必要**があります。

- ※建築物の改修工事には、模様替え、修繕のほか、建築設備（ガス・電気の供給、給水、排水、換気、冷暖房、排煙、汚水処理のための設備等を含みます）の設置・修理・撤去等を行う場合が含まれます。
- ※工作物の改修工事には、定期修理が含まれます。

建築物や工作物の解体・改修工事
事前調査必須

電子報告対象工事
事前調査必須
電子報告必須

石綿事前調査結果報告システム FAQ 集より抜粋（石綿総合情報ポータルサイト）

報告実施者

事前調査結果の報告は元方（元請け）事業者が実施する必要があり、事前調査結果報告システムにおいて請負事業者が代行で報告を行うことはできません。

事前調査実施者の記入

事前調査を実施した者について、2023年（令和5年）9月30日以前に着工する工事については、当該欄の入力は任意となりますので、講習を受講していない場合には氏名のみでの記載でも差支えありません。請負業者の当該欄についても同様です。

報告期限

事前調査結果の報告の対象となる工事の開始前に、あらかじめ報告を行っていただく必要があります。工事開始前であれば、事前調査終了後何日以内という制限はありません。事前調査結果の報告は事前調査後に調査結果の整理等必要な作業を行った上で速やかに報告してください。遅くとも工事に着手する前に報告する必要があります。工事着手前に目視することができない箇所があった場合、着手後に目視可能となった時点で調査を行い、修正報告を行います。

建材の入力

複数の保温材を事前調査した時の入力方法は、同一の建材において石綿含有の物と非含有の物が混在している場合は、石綿含有の材料について、作業の種類、切断等の有無、作業時の措置を入力してください。

建材の入力

事前調査の結果を入力する際に、材料種類ごとに入力する必要がありますが、記載がない材料については全て「その他の材料」に入力して下さい。

工事日

解体・改修工事の日が決まっていない場合は、解体・改修工事を含む工事全体の予定日を入力してください。日付が正確に特定できない場合はおおよその日付で構いません。

石綿(アスベスト)の事前調査・分析等の問い合わせについて

当センターはアスベスト調査・分析の専門機関です。

事前調査

建築物石綿含有建材調査者が誠意を持って対応いたします。

どんな些細な事でもお気軽にご相談下さい。

- ・簡易な修繕・マンションリフォーム
- ・学校や公共建物の解体/民間建築物の解体

アスベスト採取・アスベスト分析

アスベストの採取分析や持込による分析もお受けしております。



一般財団法人 関西環境管理技術センター

TEL 06-6583-3262



<https://www.ematec.or.jp/>